

令和7年11月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年(ワ)第17895号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和7年10月3日

## 判 決

5

## 主 文

- 1 被告は、原告に対し、139万7525円及びこれに対する令和7年8月3日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 10 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを3分し、その2を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

10

15

## 事実及び理由

### 第1 請求

被告は、原告に対し、209万7525円及びこれに対する令和7年8月3日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

### 第2 事案の概要

20

本件は、原告が、被告によって業務を妨害されたと主張して、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償として209万7525円及びこれに対する訴状送達の日翌日である令和7年8月3日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

#### 1 請求の原因

別紙訴状写しの請求の原因欄記載のとおり。被告の主張はいずれも争う。

## 2 被告の主張

(1) 別紙訴状写しの請求の原因欄のうち、第2の4は原告独自の見解であり、  
同6(1)のうち被告が委託を受けて第三者弁済として支払うものであること  
5 5 が確認できたことは否認する。

その余の事実はいずれも認める。

(2) 原告が不法行為として主張する行為の主体は、被告ではなく「A党」とい  
う参議院の会派である。また、原告主張の原告と被告との一連のやり取りは、  
同会派に所属するB議員の秘書を通じて行ったものであるが、これは、原告  
10 10 が受信料の回収を支払督促によって行おうとしていたため、被告が適法に第  
三者弁済を行おうとしたことを端緒とするものであって、原告が必要以上に  
畏怖したものにはすぎず、違法性はない。

(3) 原告の損害は争う。原告代表者宅の警備費用は、原告代表者が負担すべき  
である。弁護士費用相当額が認められるとしても30万円が相当である。

## 15 第3 当裁判所の判断

### 1 被告の行為の違法性について

#### (1) 主な事実経過

以下の事実経過は、当事者間に争いが無い。

ア 被告は、過去に、複数回にわたり、その当時の原告代表者の自宅付近に  
20 20 行って街宣活動をしたことがあった。

イ 被告は、令和6年9月頃、参議院の会派「A党」に所属するB議員の秘  
書を通じ、複数の受信契約者の受信料を第三者弁済することなどの本件に  
関する原告との一連のやり取りをしていた。

ウ 上記秘書は、同月4日、原告に対し、受信料の第三者弁済の受領を拒絶  
25 25 するのであれば、原告代表者宅に現金を持参すると連絡した。この連絡に  
関し、原告は、相談していた弁護士から、第三者弁済をする者が真に委託

を受けているか否かを確認する必要があるとの助言を受けた。

エ 原告は、同月 9 日、上記秘書に対し、第三者弁済の申出書に必要事項を記入してもらいたいと連絡したが、同秘書は、同月 10 日、原告に対し、参議院議員会館に来て受領しないのであれば、原告代表者宅に現金を持参すると連絡した。

オ 原告担当者 3 名は、同月 12 日、上記会館を訪問し、被告と面談した。被告は、同面談において、第三者弁済をしてほしいという債務者本人の意思は確認済みであり、上記申出書への記入及び原告指定口座への振込みによる支払をいずれも拒絶する旨、受領しないなら原告代表者宅に行く旨を述べた。これを受け、原告担当者は、例外的な対応として、現金で 4 名分の受信料を受領した。その後、被告は、同様の希望をしている者が 2 名おり、今後もその都度、同会館において集金することはできるかと問うたため、原告担当者は、今後は原告指定口座に振り込むよう求めたところ、被告は、「なに眠たいことってんだよ！おかしいでしょ！」、「なめてるんですか？子どもの遣いが来ているじゃないですか。」などと述べ、原告代表者宅に行ってポストに投函する旨を述べたことから、原告担当者は、同年 10 月下旬頃に同会館を再訪すると述べた。

被告は、この頃、動画共有サイト「Y o u T u b e」の被告運営に係るチャンネルに、面談の様子を撮影した動画を投稿した。

カ 原告は、同年 10 月 18 日、前記会派の担当者から上記会館で第三者弁済を受領するよう要請を受け、同月 25 日、原告担当者を同年 11 月 8 日に再訪させることとしたものの、弁護士と相談の上、現金での受領には応じないとの判断に至り、同月 7 日、東京地方裁判所に対し、被告を相手方として、放送受信規約所定の方法以外の方法による受信料の弁済の受領を強要する行為等の差止めを求める仮処分命令の申立てをした（同年（ヨ）

第4330号)。

キ 原告担当者は、同月8日、上記会館を訪れ、受信契約者から委任を受けたとする弁護士と面談をし、第三者弁済の要望を受けたが、受領せずに辞去した。

5 ク 同月12日、原告代表者宅に、同月8日の面談時に話題になった受信契約者の受信料相当額の現金が現金書留の方法で配達されたが、原告代表者は、未開封のまま受取りを拒絶した。

ケ 原告は、原告代表者宅付近の警備費用として、合計109万7525円  
10 (同月8日～同月12日分が60万8300円、同月17日～同月20日分が48万9225円)を支出した。

コ 被告は、同月頃、兵庫県議会議員の自宅付近に行き、同宅に向かって「ひきこもってないで出て来いよ」などと発言する街宣活動をしていた。

## (2) 被告の行為の違法性について

前記(1)の経過のとおり、被告は、原告が、一定の根拠を示し、受信料相当額の第三者弁済につき、現金を直接受領する方法には応じ難いという態度  
15 を示していることを十分に認識しながら、令和6年9月に、自ら又は前記秘書を通じ、受領を拒絶する場合には原告代表者宅に行く旨を繰り返し述べていたものである。また、被告は、過去にも当時の原告代表者の自宅付近で複数回にわたり街宣活動をしたことがあったほか、同年11月頃には、別件で  
20 兵庫県議会議員の自宅付近で街宣活動をするなどしていたものである。さらに、同年9月12日の面談の様子は、動画共有サイトに投稿され、不特定多数の者が現に視聴し又は視聴し得る状態にあったものと認められる。

これらの事情に鑑みると、原告としては、同年11月8日に被告の求める方法によって弁済を受領しない場合には、被告又はその関係者が原告代表者  
25 宅付近を訪れて街宣活動をしたり、原告代表者宅に現金を直接持参又は郵送したりするおそれがあり、また、仮に現金が投函されるなどした場合には、

動画を見た第三者によってこれが窃取される等のおそれがあると考えてもやむを得なかったものというべきであり、かかる事態によって生ずる原告又は第三者の権利又は利益を保護する観点から、警備の手配を含む諸対応を余儀なくされたものといえる。

5           そして、関係法令及び本件各証拠を精査しても、原告がかかる対応を甘受すべき根拠は見当たらないから、被告が、原告に対し、自ら又は関係者を通じて行った前記(1)ウ～キの一連の行為は、原告の業務を違法に妨害したものであるとして不法行為に当たる。

### (3) 被告の主張について

10           被告は、原告の主張する不法行為の主体は、被告ではなく会派「A党」である旨を主張するが、被告は、自ら又は関係者を通じ、原告代表者宅に現金を持参すると述べたり、面談の動画を共有サイトに投稿したりしているものであって、不法行為の主体は被告であるというほかはない。

15           被告は、原告との一連のやり取りは、原告が申立てをした支払督促に関し、被告が適法に第三者弁済を行おうとしたことを端緒とするものであって、原告が必要以上に畏怖したものにすぎない旨を主張するが、前記(1)の経過に照らすと、被告の言動は、第三者弁済を行うための要望として必要かつ相当な範囲を明らかに逸脱したものであるというほかはなく、また、これに対する原告の対応が過剰なものであったともいえない。

## 20           2 原告の損害について

### (1) 警備費用相当額について

          前記1に説示した点に照らすと、原告代表者宅の警備費用は、その全額109万7525円について、被告の不法行為との相当因果関係が認められる。

25           なお、被告は、警備費用は原告代表者が負担すべきであると主張するが、この警備は、原告代表者個人の利益を保護するためのものでなく、原告代表者宅への訪問等を通じた原告の業務に対する妨害（受信料相当額の窃取等

を含む。)を防ぐためのものであって、同主張は採用の限りでない。

(2) 弁護士費用相当額について

原告は、被告からの要望等への対応のために弁護士費用として300万円程度を支出したとし、うち100万円を請求しているが、本件にあらわれた一切の事情を考慮すると、被告の不法行為との相当因果関係が認められる額は30万円とするのが相当である。

3 まとめ

前記2によれば、被告は、原告に対し、不法行為に基づく損害賠償として139万7525円及びこれに対する訴状送達の日翌日である令和7年8月3日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金を支払う義務を負う。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は、第3の3の金員の支払を求める限度で理由があるからこれを認容することとし、その余は理由がないからこれを棄却することとする。

よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第43部

裁判長裁判官 澤村智子

裁判官 岡部弘

裁判官 本郷希美

(別紙掲載省略)